

市報さかいみなと広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市が発行する市報さかいみなと（以下「市報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、境港市広告掲載等取扱要綱（平成19年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告規格)

第2条 広告の種類は、1段通し（以下「1号広告」という。）、3分の2段（以下「2号広告」という。）及び3分の1段（以下「3号広告」という。）とする。

2 1号広告の大きさは縦5cm、横18cm、2号広告の大きさは縦5cm、横12cmとし、3号広告の大きさは縦5cm、横6cmとする。

(広告掲載料)

第3条 掲載1回あたりの広告掲載料（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、1号広告15,000円、2号広告10,000円、3号広告5,000円とする。

(広告の申込)

第4条 市報に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市報さかいみなと広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載しようとする原稿を添えて、掲載を希望する市報の発行日の属する月（以下「発行月」という。）の前々月の末日までに地域振興課に提出するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定により掲載申し込みがあった広告の掲載の可否を、広告審査委員会の審査を経て、当該市報発行月の前月15日までに決定し、市報さかいみなと広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）にて当該結果を申込者に通知する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 納付した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告を掲載できなかった場合はこの限りでない。

(掲載方法)

第7条 掲載は、境港市広告掲載等取扱要綱第6条の規定にかかわらず、受付順により決定する。

2 広告の掲載頁及び掲載位置については、境港市広報発行規程（昭和41年境港市規程第1号）第5条第1項に規定する編集者が決定する。

3 広告は単色刷りとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。